

変更箇所

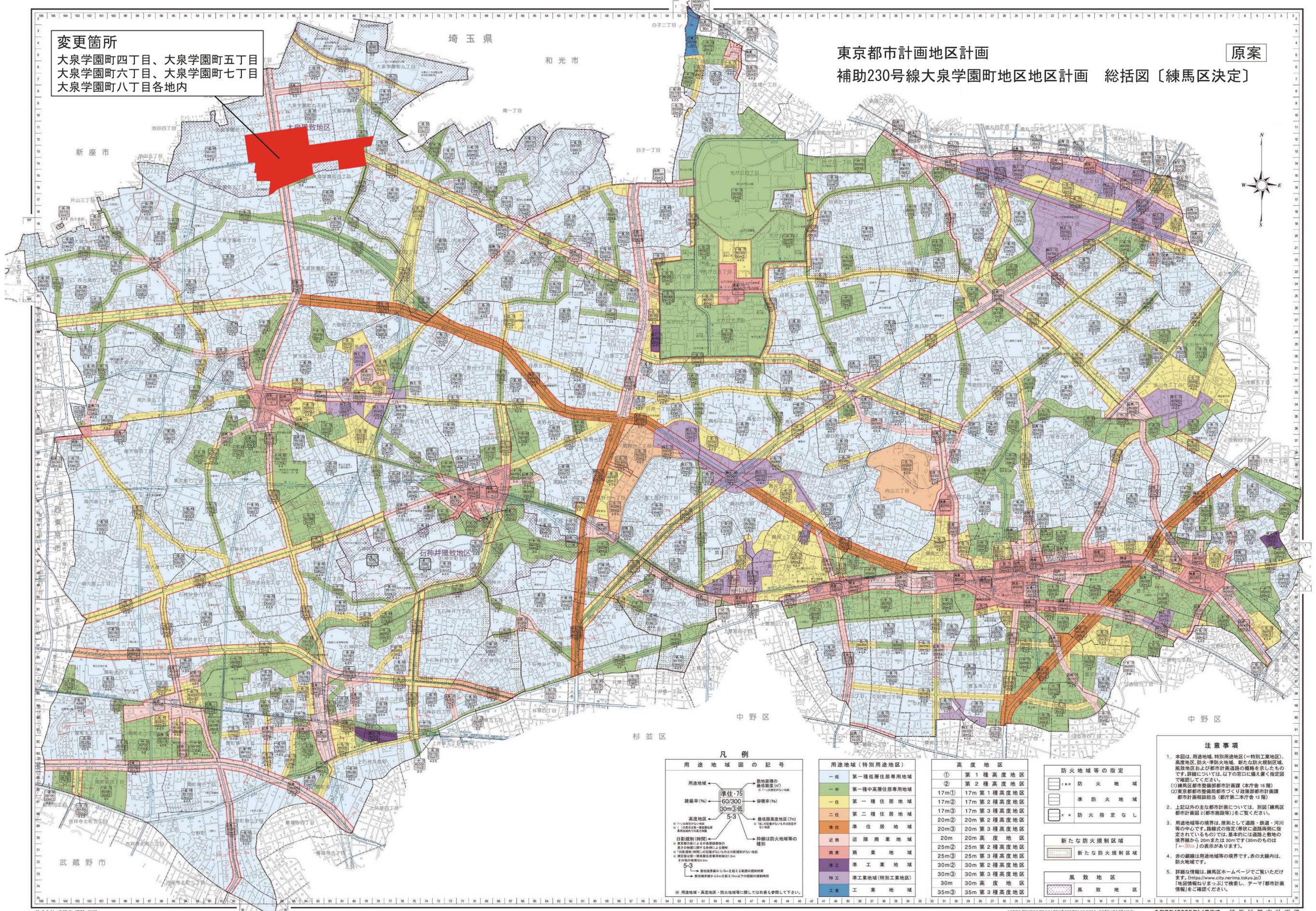
大泉学園町四丁目、大泉学園町五丁目  
大泉学園町六丁目、大泉学園町七丁目  
大泉学園町八丁目各地内

埼玉県  
和光市

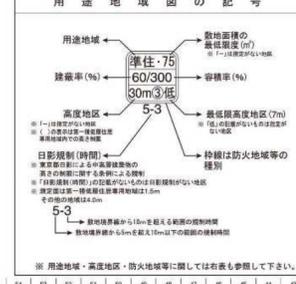
東京都市計画地区計画

補助230号線大泉学園町地区地区計画 総括図〔練馬区決定〕

原案



凡例



用途地域(特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
住	住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区

①	第1種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
20m	20m高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
25m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区
35m③	35m第3種高度地区

防火地域等の指定

■ ■ ■	防火地域
■ ■ ■	準防火地域
■ ■ ■	防火指定なし

新たな防火規制区域

■ ■ ■	新たな防火規制区域
-------	-----------

風致地区

■ ■ ■	風致地区
-------	------

注意事項

- 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口へご照会ください。  
(1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)  
(2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談担当(都庁第二本庁舎12階)
- 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
- 用途地域等の境界は、原則として道路、鉄道、河川等の中心線です。路幅の指定(帯状に道路両側に指定されているもの)では、基本的には道路両側の境界線から30mまたは50mです(30mのものは「=30m」の表示があります)。
- 赤の線は用途地域等の境界です。赤の内は、防火地域です。
- 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧ください。  
(https://www.city.maebashi.tokyo.jp/)  
「地図情報ねまっぷ」で検索し、テーマ「都市計画情報」をご確認ください。